

蓮田市高齢者福祉計画等策定業務委託仕様書

1 業務名

蓮田市高齢者福祉計画等策定業務委託

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する高齢者福祉計画、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する介護保険事業計画、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)第13条に規定する認知症施策推進計画を一体的に定めるもので、高齢者福祉及び認知症に関する施策、介護保険事業計画を総合的、かつ、計画的に推進するため、埼玉県高齢者支援計画との調和と整合性が保たれた計画とする。

計画策定においては、これまでの高齢者福祉の実践と介護保険制度運用の実態と実績を踏まえた評価を行い、介護保険制度の適切な運営の方策、地域支援事業及び高齢福祉対策等の調査・検討を行いながら事業計画を策定する。

なお、計画の策定に当たっては、関連法令、国の通知・指針等を踏まえた上で、本市の上位計画である「蓮田市総合振興計画」や、「蓮田市地域福祉計画」などとの整合性を図るものとする。

4 業務の内容

【令和7年度】

(1) アンケート調査の実施

国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」に基づく、日常生活圏域ごとの高齢者の実態・ニーズ把握や地域の課題等を把握するための項目についてのアンケート調査、及び事業者向けアンケート調査を実施し、計画策定のための基礎資料とする。

ア アンケート調査票

設計・印刷、発送及び回収、結果のデータ入力作業、集計・分析を行い、単純集計の他、分析に必要なクロス集計、自由回答のとりまとめを行い、調査結果報告書としてとりまとめるまでの作業一式を行う。

イ 調査対象

区域は蓮田市全域とし、調査対象は以下のとおりとする。なお、対象者の抽出については、委託者が行い必要なデータを受託者に提供する。

(ア) 調査対象のサンプル予定数

①一般高齢者（６５歳以上、無作為抽出）	約２，０００人・件
②要支援・要介護認定者（在宅）	約２，０００人・件
③サービス提供事業者	約５０事業所
④居宅介護支援事業所	約１００事業所

計	約４，１５０件	改め４，２００件
---	---------	----------

※今後、国が示す調査方法に基づき、総件数の中で柔軟に対象者を変更できるよう、調整を図れることとする。

ウ 配布・回収

郵送による発送・回収とし、発送・回収に係る郵送料は受託者の負担とする。回収のあて先は市役所長寿支援課とし、回収した調査票を長寿支援課で受託者が引き取るものとする。

エ 調査に係る印刷・製本等

委託者は、宛名ラベルを作成するものとするが、ラベルシールは受託者において用意する。受託者は調査票の印刷・製本、発送・返信用封筒の作成・印刷、封入・封緘、宛名ラベル貼り付け作業を行う。

- ・調査票：Ａ４判／１２～１６ページ程度／調査対象ごとに別色に一色刷
４，２００部
- ・発送用封筒：角２サイズ／片面１色刷／４，２００部
- ・返信用封筒：長３サイズ／片面１色刷／４，２００部

オ その他

- ・調査実施にあたっては、個人情報取扱特記事項に基づき、取り扱いには十分配慮することとする。
- ・国が示す調査項目に柔軟に対応することとする。

(2) 報告書の作成（令和7年度）

調査結果報告書の納品

- ①冊子 ：A4判／200ページ程度／あじろ綴じ製本／1色刷り／100部
- ②電子データ：PDF形式及び修正可能な形式（Word・Excel等）の2種類をDVD等の電子媒体に記録し納品する。

※納品時期は協議の上決定する。

【令和8年度】

(1) 基本理念、施策の体系、重点施策等の設定

アンケート調査の結果等を踏まえ、基本理念、施策の体系、重点施策等について検討する。
なお、策定にあたっては、同時期の策定される関連計画との整合性を図る。

(2) サービスの目標・見込み量の設定

アンケート調査より抽出した問題点・課題を解決するための現実に即した適切な数値目標を立てる。また、その数値目標を達成するための具体的な施策を設定すること。

(3) 人口構造、要介護等認定、給付実績、ニーズ量等の評価・分析及び目標年次におけるフレームの策定。介護保険料額の算出支援（「見える化システム」の運用支援を含む。）

(4) 計画骨子案及び素案の作成

上記の検討結果をふまえるとともに、各会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえ、計画の骨子案及び素案のとりまとめを行う。

- ・基本的方向性の検討
- ・骨子案・素案の作成
- ・計画書の編集・校正
- ・パブリックコメントの実施支援

(5) 計画書の作成・印刷製本

計画書を作成し、印刷製本したものを市へ納品する。なお、編集にあたっては、市民にわかりやすく読み手の興味を引くデザイン・構成に配慮することとする。

①計画書

A4判／130ページ程度／あじろ綴じ製本／1色刷り／200部

②ダイジェスト版

A4判／8ページ／2色刷り／400部

③電子データ

関連データ一式をDVD等の電子媒体に記録し納品する。

【令和7年・8年度】

会議運営支援等

①蓮田市高齢者福祉計画等策定委員会（6回程度）

- ・ 会議への出席及び運営支援
- ・ 会議資料の原稿データの作成
- ・ 会議録の作成

②担当事務局との協議・打合せ等

- ・ 業務の進行に応じ、適宜実施。

③計画の進行管理シート作成支援

5 業務実施上の条件

- （1）計画策定業務の期間は令和7、8年度の2年間とする。
- （2）計画策定業務の委託額は、市の各年度の当初予算額の範囲内とする。

6 契約の保証

受託者は、契約の締結と同時に、契約保証金の納付や、債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結及びその保険証券の寄託など、委託者が定める方法によって保証を付さなければならない。

なお、その保証に係る金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

7 再委託の禁止

受託者は、受託業務を第三者に委託し、もしくは請け負わせ、又はこの契約によって生じる一切の権利及び義務を譲渡し、もしくは担保に供してはならない。

8 損害賠償

受託者は、本事業の実施中、受託者の責めに帰すべき事由により、委託者または第三者に損害を与えたときは、委託者または第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

9 個人情報保護

- （1）個人情報の重要性を認識するとともに個人情報保護法等の法令を遵守し、情報の漏洩防止及び管理方法を確立していること。

- (2) 業務上知り得た利用者本人の情報や本事業に関わる委託者保有の情報等について、第三者に提供、または本事業の履行以外の目的で利用してはならない。

10 その他

- (1) 第一号被保険者保険料の算定にあたっては、「国の算定シート」に基づき、介護サービス費用や被保険者の所得段階区分の設定などの視点から検討を行うこと。
- (2) 介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）及び保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に関連し、計画へ反映すること。
- (3) 受託者が本件契約に従い市に納品する成果物の所有権は、受託者から当該成果物が納品されたときに、すべて市に帰属するものとする。また、成果物に関する著作権は、受託者または第三者が従前から著作権を有している場合を除き、受託者から当該成果物が納品されたときに、すべて市に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、本件委託業務の実施中に、国などによる制度改正等があった場合については、当該改正等に柔軟に対応し、その内容を成果物に適切に反映するものとする。
- (5) 本業務の履行に当たり、必要となる行政上の資料については、その都度、市が受託者に貸与するものとする。受託者は、貸与された資料について十分な注意を払い取り扱うものとし、市の許可なく第三者に公表又は貸与してはならない。なお、受託者は貸与の必要がなくなった場合は、速やかに返却すること。
- (6) 受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本委託の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、若しくは、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項の変更の必要が認められた場合は、蓮田市契約規則によるほか、受託者と市が協議を行い決定する。